

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多子世帯に係る保険税の均等割額の特例）

- 16 当分の間、平成31年度以後における年度の初日の前日において、18歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に2人以上属する場合における当該被保険者（年齢が1番目に高い者を除く。）に係る第10条第2項及び第3項の被保険者均等割額は、第13条及び第13条の3の規定にかかわらず、賦課しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例附則第16項の規定は、平成31年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

第2子以下の子に係る保険税の被保険者均等割額を免除し、多子世帯の経済的負担を軽減する必要があるため、本案を提出します。